

外国籍者がいる場合の 相続税の計算と 相続人の証明方法

講演項目

- ◆ 相続税申告の基礎控除と相続税の総額計算
- ◆ 相続税申告時の添付書類
- ◆ 外国籍者の戸籍収集方法
- ◆ 戸籍で相続関係を証明しきれない場合の対応

Web
セミナー

日本の相続税申告のためには、日本民法に準拠した相続人の確定が必要です。では、被相続人や相続人に外国籍者を含む場合には、どのように本人確認や相続関係を証明すればよいのでしょうか？今回はこうした手続き上の注意点について国際相続の実務に従事してきた講師が解説します。

視聴可能期間

2024年 1月16日(火) 11:30~1月22日(月) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

1月12日(金) 17:00

参加費

3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー / 税理士



平尾 嘉三 (ひらお よしぞう)

会計業界にて16年間、相続税業務を中心として富裕層の財産承継サービスと日本の税務アドバイザーに携わる。国際相続の幹事業務や、日本税務(国際税務)を専門とし、日々相続に関する業務に従事している。

辻・本郷 税理士法人
代々木事務所相続センター
シニアコンサルタント / 税理士



森 真由美 (もりまゆみ)

大手税理士法人勤務を経て、2014年に辻・本郷 税理士法人に入社。現在は代々木事務所 相続センターに所属し、相続税申告を中心に資産税コンサルティング業務に従事している。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/240116

